令和 8 年 9 月 25 日

瀬戸内市週休２日工事実施要領の改訂について
お　知　ら　せ

瀬戸内市契約管財課

瀬戸内市における週休２日工事に関する取組方針について、建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方が求められていることから、地域の実情や現場の状況等を踏まえて、緊急を要する工事を除き原則全ての工事において、週休２日工事に適切な方法で取り組むものとし、次のとおり改訂することとしましたのでお知らせします。

記

１　瀬戸内市週休２日工事実施要領の改訂について（営繕工事を除く）

別添のとおり改訂します。

２　費用の計上について

これまで実施してきた週休２日の取得に要する費用の計上はおこなわないものとします。

ただし、諸経費工種が「治山林道必携」を適用している工事については、別添のとおり補正係数を変更します。

なお、港湾工事は対象外です。

３　週休２日工事履行証明書の発行について

「通期の週休２日の達成」に伴う履行証明書は、今後発行しないものとします。「月単位の週休２日の達成」及び「完全週休２日（土日）の達成」については、引き続き発行を行い、工事成績評定で評価します。

４　適用時期

単価適用年月日が令和 8 年 10 月 1 日以降の工事に適用します。

５　その他

要領やＱ＆Ａ等は、下記をご参照ください。

https://www.city.setouchi.lg.jp/soshiki/5/1370.html

【問合せ先】
総務部契約管財課契約検査係
Tel：0869-22-3906